

資金管理業務細則

(目的)

第1条 この細則は、資金管理業務規程（以下「業務規程」という。）第38条の規定に基づき、資金管理センターにおいて資金管理業務を適正に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この細則で使用する用語は、法、関係政省令及び業務規程で使用する用語の例による。

(再資源化預託金等及び資金管理料金の收受)

第3条 業務規程第6条に規定する再資源化預託金等の收受及び業務規程第8条に規定する資金管理料金の收受は、以下のとおり行う。

(1) 業務規程第6条(1)に掲げる新車購入時預託の場合

①特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存在する自動車の場合

イ 資金管理センターは、新車購入時における再資源化預託金等及び資金管理料金の收受について、自動車製造業者等と個別に委託契約を締結する。

ロ 前項で資金管理センターが自動車製造業者等に委託する預託業務及び関連する業務の内容は、資金管理センターが自動車製造業者等と個別に締結する「自動車製造業者等との再資源化預託金等の收受、払渡し等に関する契約」に定める。

ハ 削除

ニ 削除

ホ 削除

ヘ 削除

ト 削除

チ 削除

(イ) 削除

(ロ) 削除

(ハ) 削除

(ニ) 削除

②特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存在しない自動車（並行輸入又は個人輸入された自動車等）の場合

イ 資金管理センターは、前項の自動車について、最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けるときまでに再資源化支援部が設定した再資源化等預託金及び法第73条第4項に定める情報管理料金を預託しようとする者との新車購入時における再資源化等預託金及び情報管理料金、並びに法第73条第6項に定める再資源化預託金等の管理に関する料金の收受の内容を、並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款に定める。

ロ 削除

(i) 削除

(ii) 削除

ハ 削除

ニ 削除

ホ 削除

③法第73条第3項で規定する自動車のうち、法第74条第1項に定める最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けることとなった自動車

資金管理センターは、前項の自動車について、最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けるときまでに自動車製造業者等又は再資源化支援部が設定した再資源化等預託金及び法第73条第4項に定める情報管理料金を預託しようとする者との再資源化等預託金及び情報管理料金、並びに法第73条第6項に定める再資源化預託金等の管理に関する料金の收受の内容を、並行輸入車等のリサイクル料金等の預託及び預託証明に関する約款に定める。

(2) 削除

①削除

イ 削除

ロ 削除

ハ 削除

ニ 削除

(イ) 削除

(i) 削除

(ii) 削除

(iii) 削除

(ロ) 削除

②削除

イ 削除

ロ 削除

ハ 削除

ニ 削除

③削除

イ 削除

(イ) 削除

(ロ) 削除

ロ 削除

ハ 削除

ニ 削除

ホ 削除

ヘ 削除

(3) 業務規程第6条(3)に掲げる引取時預託又は追加預託の場合

イ 資金管理センターは、使用済自動車として引取業者に引き渡されるときまでに最終所

有者と引取業者との間で行われる自動車製造業者等又は再資源化支援部が設定した再資源化等預託金及び法第73条第4項に定める情報管理料金並びに法第73条第6項に定める再資源化預託金等の管理に関する料金の收受の内容を、引取業者が行うリサイクル料金等の預託の事務手続に関する約款に定める。

(イ) 削除

(ロ) 削除

ロ 削除

ハ 削除

ニ 削除

(リサイクル券)

第4条 削除

2 削除

(1) 削除

①削除

②削除

(2) 削除

①削除

②削除

(国土交通大臣等に提示する預託証明書)

第5条 削除

2 削除

3 削除

4 削除

資金管理センターは、業務規程第6条(1)の車両について、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されたことを確認したとき、法第74条第1項に規定する預託証明書に相当するものとして、施行令第8条の2で定める通知を資金管理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することにより、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

(利息)

第6条 資金管理センターは、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第70条の規定に基づき、再資源化預託金等を運用し、年度毎の運用収益は当該年度末時点で預託されていた再資源化預託金等に利息として付す。

2 資金管理センターは、自動車製造業者等から業務規程第19条の規定に基づく再資源化等預託金の払渡しの請求を受けたときは、再資源化等預託金に付した利息額の払渡しを留保し、利息額については、第3条(1)①ロに定める、資金管理センターが自動車製造業者等と個別に締結する「自動車製造業者等との再資源化預託金等の收受、払渡し等に関する契約」に基づき取り扱うものとする。

- 3 資金管理センターは、再資源化支援部から業務規程第19条の規定に基づく再資源化等預託金の払渡しの請求を受けたときは、法第106条第2号の規定に基づき、業務規程第6条第1項(1)③及び第3条第1項(1)②に定める、特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存在しない自動車の再資源化等預託金に付した利息額については、第3条(1)①ロに定める、資金管理センターが自動車製造業者等と個別に締結する「自動車製造業者等との再資源化預託金等の収受、払渡し等に関する契約」と同様に取り扱うものとする。
- 4 資金管理センターは、情報管理部から業務規程第21条の規定に基づく情報管理料金の払渡しの請求を受けたときは、情報管理預託金に付した利息額を情報管理預託金の元本と同時に払い渡す。
- 5 前項の規定にかかわらず、業務規程第21条の規定に基づく払渡し請求を4月に受けたときは、資金管理センターは当該請求に係る情報管理預託金に付した利息額を、元本とは別に5月末までに払い渡す。
- 6 資金管理センターは、業務規程第22条に基づく再資源化預託金等の取戻しの請求を受けたときは、当該再資源化預託金等に付した利息額を、再資源化預託金等の元本と同時に返還する。
- 7 資金管理センターは、業務規程第18条第2項の規定により、前年度の利率を毎年4月末までに決定し、原則、6月末までに公表する。

(再資源化等預託金の払渡し手続)

第7条 資金管理センターは、業務規程第19条の規定に基づく再資源化等預託金の払渡しを行うために、毎月、情報管理部から前月に行われた法第81条第13項の規定による報告に係る情報を受け取り、再資源化等預託金に付した利息額を除く再資源化等預託金の払渡し予定金額を計算する。利息額については、前条第1項及び第2項に基づき取り扱うものとする。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

(情報管理預託金の払渡し)

第8条 資金管理センターは、業務規程第21条に規定する情報管理預託金の払渡しを行うために、毎月、情報管理部から法第81条第1項の規定による報告に係る情報を受け取り、利息を含めた情報管理預託金の払渡し予定金額を計算する。ただし、4月の情報管理預託金の払渡し予定金額を計算するときは利息を含めないものとし、当該利息は5月の情報管理預託金の払渡し予定金額に加算する。

- 2 資金管理センターは、情報管理部に対し、情報管理預託金の払渡し予定金額を通知する。
- 3 資金管理センターは、情報管理部から、前項の通知を行った月の銀行営業日末日の3営業日前までに情報管理預託金の払渡し請求を受ける。
- 4 資金管理センターは、前項の請求書の送付を受けたときは、当該請求書を審査し、当月末日までに口座振込にて情報管理預託金の払渡しを行う。

(再資源化預託金等の取戻し手続)

第9条 資金管理センターは、業務規程第22条に規定する再資源化預託金等の取戻し申請手続等を「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請及び再資源化預託金等の返還に関する約款」に規定する。

- 2 資金管理センターは、前項の約款に規定する再資源化等預託金の取戻し申請をより円滑かつ確実に実施するため、「中古車輸出返還申請業者向け 電子計算機を用いた資金管理システムの使用に関する規約」を定める。
- 3 資金管理センターは、取戻し申請をしようとする者から、資金管理センターが定める再資源化預託金等の取戻しに係る申請書（以下「取戻し申請書」といいます。）及び第1項の約款に規定する必要書類並びに自動車所有者と取戻し申請を行う者が異なる場合にあっては当該取戻し申請に係る委任状（以下「取戻し申請関係書類」といいます。）を、電子計算機を用いインターネットを介して申請する方法又は送付にて受付ける。
- 4 前項の取戻し申請書には、第1項の約款に規定する項目を記載する。
 - (1) 削除
 - (2) 削除
 - (3) 削除
 - (4) 削除
 - (5) 削除
- 5 資金管理センターは、取戻し申請を受けたときは、取戻し申請関係書類等の確認を行い、その結果を、第1項の約款に規定する方法により通知する。
- 6 資金管理センターは、再資源化預託金等を返還するときは、業務規程第23条に規定する輸出取戻し手数料を控除して、月次で集計し翌月に口座振込により行う。ただし、業務規程第25条第2項の規定に基づき自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を資金管理センターが負担している場合は、前記金額から当該負担金の額（利息の額を含む。）を控除して返還する。

（独立した第三者によるレビュー）

第10条 資金管理センターは、年度の決算における収支計算書について、本財団から独立した第三者によるレビューを受ける。貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録については、本財団全体の決算に含めて、本財団から独立した第三者により、上半期の決算においてはレビューを受け、年度の決算においては監査を受ける。

- 2 資金管理センターは、前項に規定する年度の決算における収支計算書のレビューを受けたときは、独立した第三者から当該レビューに係る報告書の提出を受ける。

附則

この細則は、平成16年11月10日から施行する。

附則

この変更規定は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成22年9月30日から施行する。ただし、当該変更規定は、平成22年4月1日に遡及して適用する。

附則

この変更規定は、平成24年12月18日から施行する。

附則

この変更規定は、平成25年10月7日から施行する。

附則

この変更規定は、平成27年6月11日から施行する。

附則

この変更規定は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この変更規定は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、令和8年1月1日から施行する。

附則

この変更規定は、令和8年5月15日から施行する。